

- 第8条 会長が必要と認めるときは委員長に対し、学年委員会および学年総会の開催を求めることができる。また、その学年委員の3分の1以上の同意があれば学年委員会の開催を、その学年の会員の3分の1以上の同意があれば、学年総会の開催を委員長に対し求めることができる。
- 第9条 委員長が前条の規定によって、学年委員会および学年総会の開催を求められたときは、すみやかに招集しなければならない。
- 第10条 学年委員会における協議の結果必要と認めるとき、委員長は会長に対し運営委員会の開催を求めることができる。
- 第11条 2つ以上の学年委員会に関係がある事業が生じたとき、委員長は関係委員会の委員長と協議し、会合を開くことができる。この場合の議長は出席者の協議によって決める。
- 第12条 会合を開くときは、その3日前までに、日時・場所・議題を会長に連絡しなければならない。ただし急を要するときはこの限りではない。
- 第13条 会長および委員長から出席を求められた者は、会合に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 第14条 この規定に定められたもののほか、学年委員会の運営に必要な事項は各学年委員会で適宜定めることができる。

(付 則)

1. この規定は昭和42年4月22日より実施
2. 昭和48年4月19日一部改正
3. 昭和60年2月15日一部改正
4. 平成元年1月31日一部改正
5. 平成9年2月6日一部改正
6. 平成17年12月14日一部改正

特別委員会の設置に関する規定

- 第1条 特別委員会は、会長または運営委員会の諮問した事項について、審議検討し答中を行う。
- 第2条 特別委員会は、運営委員会または役員会に諮り会長が委嘱する。その任期は任務が終了したときに解任される。

(付 則)

1. この規定は平成17年12月14日より実施